

# 令和5年度 第4回松本市長と車座集会「みんなの尼活皆議」 参加者のみなさまのご意見と市の対応

--- ご意見に関連する現在取組中の事業等について(※) ---

テーマ：尼崎市自立支援協議会  
のみなさまと  
と き：令和6年2月7日  
ところ：中央北生涯学習プラザ

1

精神障害を対象としたサービス事業所は多くあるが、  
障害に対する知識が不足し適切な対応がされていない...

本市が設置するサービス事業所のネットワーク会議などで、精神障害への理解を深める研修なども展開しています。引き続き、事業者のニーズを踏まえた研修などを実施し、サービスの質の向上につなげていきます。

2

ひきこもりの問題など相談の幅が広がり、  
件数も増えているので、もっと行政機関と連携できる  
体制や仕組みがあればなあ...

複雑・複合化した福祉課題を抱える世帯に対しては、南北保健福祉センターにおいて個別支援会議を行うなどして、適切な支援機関の選定や役割分担を行っています。さらに、既存の支援で解決が難しい場合には、重層的支援推進担当の基幹包括化支援員が、より幅広い関係機関による支援検討に結びつけられるよう取組を進めているところであり、こうした連携の仕組みをしっかりと周知していきます。

3

放課後等デイサービスは預かりニーズ  
による利用が多いと感じるため、例えば学童保育  
とあわせた取組にできないかなあ...

放課後等デイサービスは単なる預かりニーズの充足に留まらず、個々の児童の障害特性に応じた適切な療育を提供する必要があるため、国において制度の見直しが図られ、令和6年度からその運用が開始されています。本市ではこれら制度の趣旨や内容を事業所のネットワーク会議などでしっかりと伝えていきます。また、学童保育（児童ホーム）は放課後に安心して過ごせる生活の場を提供するもので、放課後等デイサービスとは目的が異なりますが、本市では市立の児童ホームで障害のある児童の受入れを推進するとともに、民間の児童ホームにおいても受入れが広がるよう、専門的な知識を有する支援員を追加配置している事業者に補助金を加算するなど、市内児童ホームのインクルージョンの推進に取り組んでいます。

4

保護者と子どものどちらにも支援が  
必要なとき、保護者の支援サービスを子どもの  
外出支援のために使えるようになればなあ...

保護者ひとりでの対応が難しい、例えば人工呼吸器を装着している医療的ケアの子どもや、きょうだい（複数児）で障害がある場合などは、その子どもに対して移動支援サービスを決定することは可能です。また、障害のある保護者の育児支援として、家事援助のサービスの中で、子どもの通園の付き添いといった外出なども認めているところですが、こうした取扱いについて、他の支援機関とも共有していきます。

5

不動産会社や管理会社などがネットワークを  
つくり、相談支援の事業者とつながることができれば  
障害のある人の住居状況はさらに良くなるのになあ...

障害のある人の居住支援としてグループホームの整備や利用を進めていますが、より自立した生活（一人暮らしなど）に向けては、一般住宅への入居支援も充実させていく必要があります。今後、障害のある人が入居しやすい民間賃貸住宅の紹介なども行っていけるよう、住宅施策と連携を図りながら、支援策を検討していきます。

(※) 参加者のみなさまのご意見や取組中（または取組予定）の事業等は、代表して一部のみを掲載しています。この他にいただいたご意見等は、尼崎市公式ホームページに掲載の車座集会の対話録をご覧ください。

